滋賀県希望が丘文化公園活性化方針【概要版】

第1章　活性化方針策定の趣旨等

①策定の趣旨：公園将来ビジョンおよび公園基本計画に基づき、青少年宿泊研修所および野外活動施設の利用の減少や、公園内の施設の老朽化等に十分に対応できていない状況を踏まえた検討を行い、公園全体の魅力の向上と、年間来園者数100万人以上の目標を達成するため、活性化方針を策定する。

②方針の位置づけ：

○平成27年度に公園将来ビジョンを策定。基本理念を「『人と人』、『人と自然』の関わりを深め、心の豊かさを育む公園」とし、目標を年間来園者数100万人以上とした。

○平成29年度に将来ビジョンに基づき、老朽化した施設の更新や基本理念を根付かせる取組を含めた公園基本計画を策定。スポーツ施設（球技場、陸上競技場、スポーツ会館）の老朽化対応や機能向上のための改修を完了。

○基本計画に基づき、文化ゾーンと野外活動ゾーンは、本公園の自然を活かした取組を重点的に進めるエリアとして、魅力をより一層高め、利用者を増やすための民間活力の活用の可能性など、活性化に向けた方策を検討し、併せて公園全体の効果的・効率的な管理方針の検討を行い策定するもの。

第2章　公園の概要（省略）

第3章　活性化方針の目標と目指す公園の姿

＜活性化方針の目標＞

公園将来ビジョンに掲げる「令和22年度（2040年度）に年間来園者数100万人以上」の達成

＜活性化方針が目指す公園の姿＞

「自然×憩い×体験×スポーツ」で、訪れる方の心と体が健康に、そして元気になる公園

＜基本方針＞

①誰もが安心して様々な用途で利用しやすい公園とする。
②ありのままの自然や広大なフィールドといった公園の特性を活かし、子ども等が自ら工夫して冒険できる体験活動の場とする。
③公園内の移動手段の改善やゾーン間の連携促進により、公園全体としての一体感や魅力を高める。

第4章　公園の現状と課題

来園者数
R5：約84万人
※直近30年間は約80万～90万人

目標：100万人

16万人増加の主なターゲット
・学校、スポーツ団体
・子どもを中心とした家族等
・企業等の多様な団体　など

現状

○施設利用者数の推移は、改修が完了したスポーツ施設は増加傾向、青少年宿泊研修所および野外活動施設は減少傾向。

○青年の城は、スポーツ団体の利用の割合が増加。その他に企業や文化団体など多様な利用があるが割合は少ない。

○公園西側のスポーツゾーンと東側の野外・文化ゾーンが離れた立地で、園内の移動が不便。

○有識者・関係団体の意見
・野外活動施設は老朽化し、現在の社会の価値観にそぐわない。
・青年の城は古く、館内の動線が複雑。
・もう少し小規模の部屋を備えた施設が良い。
・園内道路の有効活用を望む。

○LINEアンケートの結果（R5年度）
・公園の利用目的の1位が「子ども用遊具の利用」。

○民間事業者の主な意見
・オートキャンプ場など、最近のキャンプニーズに合った施設の整備により、集客が見込める。
・コロナ禍を経て、多人数で同室に宿泊することは好まれない。
・基盤整備は県負担での実施が望ましい。

課題

○公園利用団体や民間事業者等の意見を踏まえた、主なターゲットの利用を増やすための課題
【スポーツゾーン】子ども広場・ピクニックランド：魅力のあるコンテンツが無く利用が少ない
【野外活動ゾーン】野外活動施設：区画が狭い、駐車場から遠いなど利用者ニーズの変化に対応していない
【文化ゾーン】青年の城：20人部屋中心で、機能や設備が利用者ニーズの変化に対応していない
東駐車場、多目的広場、桜の森：魅力のあるコンテンツが無く利用が少ない
【公園全体】遊具：現行の安全基準を満たしておらず継続的な使用が困難
駐車場：利用時間にかかわらず料金が一律　園内移動：移動手段が自転車やマイクロバスに限定

〈活性化の拠点となる宿泊研修施設の概要〉

○施設整備の基本方針
①青少年の宿泊体験学習やスポーツ合宿を中心に、幅広い世代・用途の受け入れを可能とし、誰もが安心して利用できる施設とする。
②合宿や研修等の受け入れ機能の充実により、スポーツ活動や健康づくり、文化活動、自然体験活動、生涯学習の拠点施設とする。
③園内外からの交通アクセスに配慮した位置に整備する。

○施設の整備予定地は、交通アクセスの良さ、キャンプや野外活動との相互利用の便利さ等を考慮し、東駐車場の一部とする。

○施設の宿泊定員は、必要な定員の確保と効率的な管理運営を考慮し、220人程度とする。

○施設の導入機能
①宿泊部門：多様な利用者に対応できるよう少人数定員の部屋を中心とする。
②研修部門：多用途に使用できる多目的室や大ホール、会議室を設ける。
③パブリック部門：集団での利用も可能な大浴場や食堂等を設ける。
④管理部門：施設および公園の管理に必要な事務室等を設ける。

第5章　活性化方針（各ゾーン+基盤づくり）

＜各ゾーンの相関図＞

スポーツゾーン

生まれ変わったスポーツ施設を中心に、さらなる賑わいを創出するゾーン
・球技場やスポーツ会館体育室、クロスカントリーコースなどを活用したスポーツ大会開催やスポーツ合宿の推進
・芝生ランドでの多様なイベント開催　など
⇒スポーツ施設・芝生ランド・遊具の相互利用による相乗効果

利用しやすい基盤づくり

①園内移動手段の改善による公園全体の利用促進
（主に宿泊利用者に限定した一般車両の通行許可など）
②利用しやすい柔軟な駐車場システムの導入（時間制料金など）　など

・周辺施設（近江富士花緑公園等）・地域等との連携による事業実施
・「THEシガパーク（県取組）」等との連携による事業実施　など

災害時の拠点施設としての役割を果たす

ありのままの自然に触れるゾーン

・既存の自然環境を活かし、自然観察や体験活動の場等として活用（民間事業者による活用の提案を募集）
※活用の提案が無ければ、既存の施設は廃止

安らぎと自然に親しむきっかけづくりを提供するゾーン

・宿泊研修施設の建て替えやキャンプ区画の導入による活動拠点としての再整備
・子どもであふれる広場の整備（大型遊具等の設置）
・ダビデ大理石像の活用　など
⇒宿泊研修施設・遊具・キャンプエリアの相互利用による相乗効果

野外活動ゾーン　⟷　**文化ゾーン**

（活性化に向けた検討事項）
・実施事業（ソフト事業）の精査：継続的に実施するべき事業、新たに民間事業者に提案を求める事業などを精査
・関係条例の見直し：公園の名称をはじめ、各施設の名称や使用料等に関する規定内容について、必要な見直しを実施
・各ゾーンや施設の名称の見直し：わかりやすく、愛着を持ってもらえるように必要な見直しを実施

第6章　活性化に向けた事業手法および事業期間等

①事業手法：
○公園全体を活用した、効果的・効率的な管理運営
○民間事業者のノウハウや創意工夫を活用した、官民連携による公園の再整備
○民間事業者の豊富なノウハウによる、既存の使い方に捉われない提案を受付
→滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づく簡易検討の結果、従来手法と比較してPPP/PFI手法を導入した場合に、定量的に財政支出削減が見込まれるため、今後、詳細な導入可能性調査を実施

②費用負担の考え方
県負担：県に求められる施設整備、基盤整備、実施事業の費用
民間事業者負担：提案による施設設置、機能追加、実施事業の費用

③事業期間：民間事業者の投資による施設の再整備や魅力向上実践のため、15～20年に設定

④事業費：概算施設整備等費用を約65億円、概算管理運営費（年間平均）を約4.7億円と想定
経済波及効果：建設・設計に伴うもの約88.4億円、維持管理に伴うもの年間約6.4億円等と推計
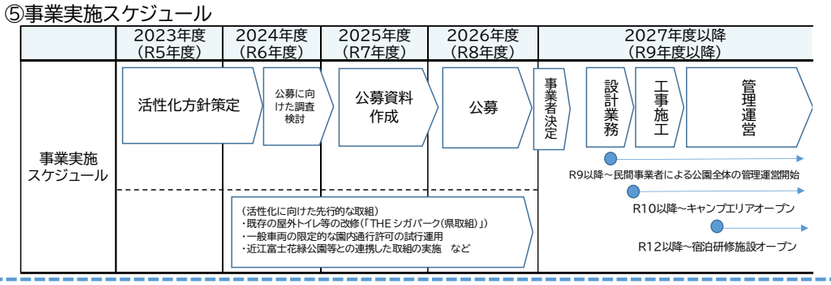
⑤事業実施スケジュール